

公 募 公 告

不動産登記法第14条第1項に定める地図作成作業のための現地事務所の公募について

令和2年11月20日

国・支出負担行為担当官 樋口 祐子

奈良地方法務局では、生駒市軽井沢町、門前町、西旭ヶ丘、緑ヶ丘、元町二丁目及び山崎町の一部並びに新旭ヶ丘及び中菜畑一丁目の全部地区において、不動産登記法第14条第1項に定める地図の作成作業を予定しているところ、当該地図を作成する際に必要となる現地事務所を下記のとおり公募する。

記

1 公募に付する事項

- (1) 契約名 登記所備付地図作成作業（令和2年度・令和3年度）現地事務所
賃貸借契約
- (2) 契約期間 令和2年12月20日から令和3年3月31日まで
ただし、賃貸人の責めに帰すべき事由等により本契約を継続しがたい特段の事由が生じた場合を除き、令和4年3月31日までを限度に更新できるものとする。
なお、その場合の令和3年度以降の月額契約金額は、令和2年度と同一金額とする。
- (3) 目的物 募集要領による。

2 賃借物件の条件

賃借物件は、原則として以下の条件を満たすものとする。

- (1) 作業実施区域内又は作業実施区域の中心地（西旭ヶ丘2360番2）から直線距離0.8キロメートル以内及び近鉄生駒駅から直線距離0.8キロメートル以内又は近鉄菜畑駅から直線距離0.8キロメートル以内に所在する建物であること。
- (2) 建物を事務所として使用できること。
- (3) 建物の床面積が50平方メートル以上であること。
- (4) 普通自動車1台分の駐車場が敷地内にあること。
なお、敷地内に確保できないときは、近隣に確保することでも可とする。
- (5) 建物内に電気、水道設備、トイレ及び電話配線を有すること。

- (6) 事務所として使用する部分にエアコンが設置されていること。又は、エアコンを設置できること（費用は当方が負担する。）。
- (7) 事務所として使用する部分に機械警備を設置できること（費用は当方が負担する。）。

3 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 仲介人として公募に参加する場合にあっては、国土交通大臣又は奈良県知事による宅地建物取引業の免許を受けている者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、明らかに契約当事者として不適当と認められる者でないこと。
- (5) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。

なお、指名停止等を受けている者が、会社（法人）の本店、支店、営業所のいずれであっても、本公募の参加資格はない。

- (6) 本件公募に係る募集要領の交付を受けた者であること。

4 募集要領の交付場所等

- (1) 交付場所及び問合せ先

〒630-8301

奈良市高畑町552番地（奈良第二地方合同庁舎）

奈良地方法務局会計課用度係 担当：西田

電話 0742-23-5536（直通）

- (2) 募集要領の交付期間及び公募参加の受付期間

令和2年11月20日（金）から同年12月9日（水）まで

午前9時から正午まで及び午後1時から同5時15分まで（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条各号に掲げる日を除く。）。

5 公募参加の申込手続

公募に参加する者は、令和2年12月9日（水）午後5時15分までに、募集要領において定める公募参加申込書類を上記4(1)宛てに提出すること。

6 相手方の選定

上記5に従い公募参加申込書類を提出した者であって、提案する物件が上記2の賃借物件の条件を全て満たし、提案書において提示する契約希望金額が当局が予決令79条の規定に準じて作成した予定価格の範囲内であり、かつ、最も安価である者を相手方として選定する。

以上